

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

新たな「幼保連携型認定こども園」制度の実施（平成 27 年 4 月予定）にあたり、その職員に必要となる「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の併有を促進する必要がある。

この度、教育職員免許法等の一部改正において、実務経験を有する保育士に対し「幼稚園教諭免許状」の取得要件を緩和する経過措置（取得に必要な単位数を軽減する特例）が講じられたことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1）免許状授与に係る教育職員検定に必要な書類の規定

- ア 保育士であること証する書類の規定
- イ 保育士としての実務経験を証明する様式の追加

（2）条項等に係る所要の改正

3 施行日

公布の日

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（昭和35年長野県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し及び同条第1項中「の申し出」を「の申出」に改め、同項第2号のキ中「カ」を「キ」に、「申し出」を「申出」に改め、同号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 保育士の登録をしていることの証明書

第4条第1項第5号中「申し出」を「申出」に改め、「様式第4号」の次に「又は様式第7号の2」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「申し出」を「申出」に改める。

第15条中「第65条の8」を「第65条の11」に改める。

第16条中「附則第14項」を「附則第18項」に改める。

第20条中「附則第10項」を「附則第14項」に改める。

別表第3の1中「附則第10項」を「附則第14項」に改め、同表の2中「附則第10項」を「附則第14項」に、「同附則第31項」を「省令附則第38項」に改める。

様式第7号の次に次の様式を加える。

(様式第7号の2) (第4条関係)

実務に関する証明書

氏 名

年 月 日生

施設名	
所在地	
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務時間	時間
備考	

上記のとおり良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者



- (備考)
- 1 この様式は、教育職員免許法附則第19項の規定による在職年数の証明をする場合のものであること。
 - 2 備考欄には、実際に勤務しなかった期間を記載すること。

教育職員免許法施行細則 新旧対照表

(昭和35年長野県教育委員会規則第18号)

改正案	現 行
<p>(教育職員検定の申出等)</p> <p>第4条 省令第71条の規定による教育職員検定の<u>申出</u>は、教育職員検定申請書(様式第1号の3)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ</u> 保育士の登録をしていることの証明書</p> <p><u>キ</u> (略)</p> <p><u>ク</u> アからキまでに掲げるもののほか、<u>申出</u>の基礎的要件となる証明書又は免許状の写し(略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、単位修得を<u>申出</u>の要件とする者にあつては単位修得証明書及び単位修得に関する整理表(様式第6号)、単位修得を<u>申出</u>の要件としない者にあつては学業成績証明書又は教科に関する証明書(様式第7号)、在職年数を<u>申出</u>の要件とする者にあつては実務に関する証明書(様式第4号又は様式第7号の2)</p> <p>2 前項の場合において、当該<u>申出</u>が特別免許状の検定に係るものであるときは、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 第1項の場合において、当該<u>申出</u>が臨時免許状の検定に係るものであるときは、同項各号に規定する添付書類のほか、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立学校の教員にあつては市町村の教育委員会、県立学校の教員にあつては校長、私立学校の教員にあつては設置者の普通免許状を有する者を採用できない旨の理由書を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項の場合において、当該<u>申出</u>が新教育領域の追加の定めの検定に係るものであるときは、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>(教育職員検定の申し出等)</p> <p>第4条 省令第71条の規定による教育職員検定の<u>申し出</u>は、教育職員検定申請書(様式第1号の3)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>キ</u> アからカまでに掲げるもののほか、<u>申し出</u>の基礎的要件となる証明書又は免許状の写し(略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、単位修得を<u>申し出</u>の要件とする者にあつては単位修得証明書及び単位修得に関する整理表(様式第6号)、単位修得を<u>申し出</u>の要件としない者にあつては学業成績証明書又は教科に関する証明書(様式第7号)、在職年数を<u>申し出</u>の要件とする者にあつては実務に関する証明書(様式第4号)</p> <p>2 前項の場合において、当該<u>申し出</u>が特別免許状の検定に係るものであるときは、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 第1項の場合において、当該<u>申し出</u>が臨時免許状の検定に係るものであるときは、同項各号に規定する添付書類のほか、市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)立学校の教員にあつては市町村の教育委員会、県立学校の教員にあつては校長、私立学校の教員にあつては設置者の普通免許状を有する者を採用できない旨の理由書を添付しなければならない。</p> <p>4 第1項の場合において、当該<u>申し出</u>が新教育領域の追加の定めの検定に係るものであるときは、次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p>

改正案	現 行
<p>(特別非常勤講師の届出書) 第15条 省令第65条の11に規定する届出書は、特別非常勤講師届出書(様式第18号)によるものとする。</p>	<p>(特別非常勤講師の届出書) 第15条 省令第65条の8に規定する届出書は、特別非常勤講師届出書(様式第18号)によるものとする。</p>
<p>(免許教科以外の教科担任許可の申請) 第16条 省令附則第18項に規定する申請は、教科担任許可申請書(様式第19号)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p>	<p>(免許教科以外の教科担任許可の申請) 第16条 省令附則第14項に規定する申請は、教科担任許可申請書(様式第19号)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第8項の適用による単位の修得方法) 第20条 省令附則第14項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、法別表第3の備考第7号の規定の適用を受けるもの(10単位の修得をもつて足りる者を除く。)の単位の修得方法は、別表第3のとおりとする。</p>	<p>(教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)附則第8項の適用による単位の修得方法) 第20条 省令附則第10項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、法別表第3の備考第7号の規定の適用を受けるもの(10単位の修得をもつて足りる者を除く。)の単位の修得方法は、別表第3のとおりとする。</p>
<p>(別表第3)(第20条関係) 1 法別表第3により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項の規定に該当するものの単位の修得方法(略) 2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第14項に該当するもののうち、省令附則第38項の適用をうけるものの単位の修得方法</p>	<p>(別表第3)(第20条関係) 1 法別表第3により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第10項の規定に該当するものの単位の修得方法(略) 2 法別表第3により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で、省令附則第10項に該当するもののうち、同附則第31項の適用をうけるものの単位の修得方法</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>

改正案

現行

(様式第7号の2)(第4条関係)

実務に関する証明書

氏名

年 月 日生

施設名	
所在地	
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務時間	時間
備考	

上記のとおり良好な成績で勤務したことを証明します。

年 月 日

実務証明責任者



- (備考) 1 この様式は、教育職員免許法附則第19項の規定による在職年数の証明をする場合のものであること。
2 備考欄には、実際に勤務しなかった期間を記載すること。